

商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

| 項目 | 内容 |
|---|--|
| 商品名 | ・定期積金（スーパー積金） |
| 販売対象 | ・個人および法人 |
| 期間 | ・定額式・・・6ヵ月以上7年以内 （1ヵ月刻みとし、5年を超えた場合、年刻みとします） ・目標式・・・1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年（年刻みとします） |
| 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・定額式・・・毎月同一掛金となります。 ・目標式・・・初回のみ端数掛金で、2回目以降は同一掛金となります。 ・定額式・・・1,000円以上1,000万円以内 ・目標式・・・1,000円以上1,000万円以内（初回掛金のみ端数があります） ・定額式・・・100円 ・目標式・・・1円（初回掛金のみ端数があります） |
| 払戻方法 | ・満期日に利息とともに払い戻しします。 |
| 給付補填備金 (1) 運用利回り (2) 利払頻度 (3) 計算方法 | ・36ヵ月未満、36ヵ月以上の2段階において、契約期間別金利設定を行い、店頭表示された該当契約期間の利回りを適用します。 ・満期日以後に給付契約金として支払います。 ・付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約 | ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・個人名義の場合、総合口座による当座貸越がご利用できます。 （貸越利率は担保定期積金の利回りに1.0%上乗せした利率） ただし、未成年者の方は、総合口座契約はご利用できません。 |
| 中途解約時の取扱い | ・期限前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しします。 * 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合：解約日の普通預金利率 * 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合：約定年利率×60% ただし、解約日の普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用します。 |
| 税金 | ・利息に相当する給付補填備金に対して、一律20%の源泉分離課税が適用されます。 ・20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離税（国税15.315%・地方税5%）となります。 ※平成28年1月1日から、法人のお客さまについては国税15.315%の源泉分離課税となります。地方税は課税されません。 |
| 金利情報 | ・金利は店頭の金利情報または窓口にてご確認ください。 |
| 苦情処理措置 ・紛争解決措置 | ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ |



新潟県信用組合

スーパー積金

商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 苦情処理措置 ・紛争解決措置 | <p>・紛争解決措置</p> <p>新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話：025-222-5533) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【新潟県信用組合協会】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：025-247-7433 住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28（信用組合会館2階）</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）</p> |
| その他参考となる事項 | <p>・先払い日数年60日以上のお掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表記記載の利回りに準じて満期日に計算します。</p> <p>・払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間を繰り延べします。ただし、満期日を繰り延べしない場合は、契約時の店頭表示の利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を計算し、給付補填備金より差し引きます。</p> <p>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・「非課税貯蓄申告制度（マル優）」の取扱はできません。</p> |
| 預金保険制度 | <p>・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> |